

## 新座市災害用ハッシュタグ運用基準

平成28年11月9日 市長決裁

(趣旨)

第1条 市内において大規模災害等が発生した際に、被災状況に関する情報収集手段の一つとしてエックス及びフェイスブックを効率的に活用するため、新座市の災害に係るハッシュタグの運用に関し必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大規模災害 市内の広範囲に被害又は影響を及ぼす地震、台風、竜巻、大雨、大雪等の災害
- (2) エックス エックス社が提供する140文字以内の文章等による情報ネットワークサービス
- (3) フェイスブック メタ・プラットフォームズ社が提供する文章等による情報ネットワークサービス
- (4) 投稿 エックス及びフェイスブックに文章や画像、動画を掲載すること
- (5) ハッシュタグ 特定の事項に関する投稿であることを証するため、投稿の本文に記載する文字

(新座市災害用ハッシュタグ)

第3条 大規模災害等における市内の被災状況に関する投稿のハッシュタグは、「#新座市災害」とする。具体的には、半角#(ハッシュ)の後に、新座市災害と記載する。

(新座市災害用ハッシュタグの運用)

第4条 市は、大規模災害等が発生した際に、その対応に関する情報を発信するときは、新座市災害用ハッシュタグを付した投稿を行うものとする。

- 2 市は、市民に対し、市内の被災状況(道路の冠水、倒木等)について、新座市災害用ハッシュタグを付した投稿による情報提供の協力を求めるものとする。
- 3 市は、当該投稿により市内の災害情報を効率的に収集するとともに、収集した災害情報に基づき、各所管課等において迅速にその対応を図るよう努めるものとする。

(周知)

第5条 市は、新座市災害用ハッシュタグの運用について、市ホームページ、広

報紙等により、広く市民に周知を行うものとする。新座市災害用ハッシュタグの周知に当たっては、次の各号に掲げる注意事項を併せて周知するものとする。

- (1) 投稿に対し、市は個別の対応を行わないこと。
- (2) 新座市災害用ハッシュタグを付した投稿の確認は、大規模災害等が発生したときに限定されること。
- (3) 前号の確認は、時間及び回数を定めず、適宜行われるものであること。
- (4) 投稿により誤った情報が広まるおそれがある場合、市が正確と判断した情報を発信すること。
- (5) 緊急を要する被災については、市に直接連絡することが望ましいこと。
- (6) エックス及びフェイスブックの利用並びに投稿の内容は、自己責任であること。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、災害用ハッシュタグ運用基準に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この基準は、決裁のあった日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年12月8日から施行する。